

子育て世帯や若者へ食費を支援します －大阪府と食費支援事業を共同実施－

堺市では、物価高騰等に直面する子育て世帯や若者の経済的負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、大阪府の「食費支援事業」（以下、大阪府事業）と共同で、お米またはその他食料品の食費支援を実施します。本案件は、令和 8 年第 1 回市議会（臨時会）へ補正予算案として提案します。

1 概要

大阪府事業で実施される、対象者一人当たり 10,000 円相当の食費支援に加え、さらに一人当たり 5,000 円相当の食費支援を実施します。

2 実施予定

- ・申請受付期間：令和 8 年 3 月下旬から 6 月下旬までの予定
- ・給付物品の申込期限：令和 8 年 9 月下旬まで

3 対象者

大阪府事業の対象者であり、堺市内に居所を有する方

※大阪府事業の対象者

- ・大阪府内に居所を有する平成 15 年 4 月 2 日以後に生まれた方
(週末や年末年始・夏休み等の長期休暇も含め、一定期間等、大阪府の実家等で生活を送る者を含む)
- ・申請日時点で妊娠中の方

4 給付までの流れ

- ①原則、大阪府事業特設サイトから申請
- ②申請内容の審査・給付決定
- ③給付物品の選択・受領

5 令和 7 年度 1 月補正予算額

債務負担行為限度額 893,000 千円

問い合わせ先	担当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課 電話：072-228-7104 ファックス：072-228-7106
--------	------------------------------------------------------------------------